

「富富富」のロゴデザイン等の使用について

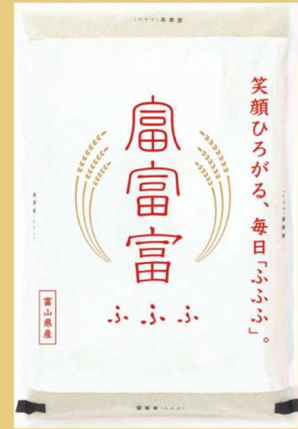
**流通基準を満たす「富富富」の米袋等に
ロゴの使用をお願いします。**

- ・農産物検査等級 1等
- ・化学合成農薬の成分使用回数 12以内

**「富富富」ロゴの使用には、
事前に申請をお願いします。**

「富富富」の販売には、「富富富デザイン米袋例」の使用が可能です。

※オリジナルパッケージで販売することも可能です。(デザインマニュアルは遵守する必要があります。)



キャッチコピーを組合せた
富富富デザイン米袋例

「富富富」直売時の留意点

自ら消費者へ直売される方

▶ 販売開始前に、ご自身がロゴ使用申請を行ってください。

- 市販されている「富富富」米袋を購入する場合 → 商品 WEB ページ、カタログ写し等を添付
- 印刷業者に依頼して「富富富デザイン米袋例」を使用した米袋を製作する場合 → 版下データ(デザイン案)を添付
 - ※「富富富デザイン米袋例」のデザインデータ(ai)をメールで提供します。
- オリジナルパッケージを製作する場合 → デザイン案を添付
 - ※ロゴデザインデータ(ai)をメールで提供します。

米穀卸売業者等へ出荷される方

▶ 責任をもって、販売者となる方へロゴ使用申請をご案内ください。

例1) 生産者→米卸で精米・袋詰め→スーパー等で販売 ……米卸の申請が必要です。

例2) 生産者→米卸→お米屋さんで袋詰め・販売 ……お米屋さんの申請が必要です。

※富山県内の米卸等、すでに「富富富」を取り扱っている事業者が、従来から使用しているデザインで販売する場合は申請不要です。

飲食店等へ業務用としての直売のみの方

▶ 紙袋で納品する等、ロゴを使用しない場合は申請不要です。

申請方法の詳細や様式は「富富富」WEBサイトをご確認ください。

(「富富富」で検索 → 富富富 WEB サイト ページ下部「ロゴの使用について」をクリック)

お問合せ：県市場戦略推進課 メール：ashijyousenryaku@pref.toyama.lg.jp 電話：076-444-3271

※申請前に概要をお知らせいただくとスムーズです。

※「富富富デザイン米袋例」を使用する場合は、1～2週間程度で許可となる見込みです。

